

トンネル作業の安全（推進工事編） No.321400
改訂表 第4版2刷（平成8年7月25日） H30.11.21 改訂

第4版2刷（平成8年7月25日）			改訂箇所		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
84	最下段	(新設)	84	最下段	※「安全帯」を法令では「墜落制止用器具」という。
117	表の最下段	※表最下段の下記「名称」 第1種酸素欠乏危険作業主任者（技）	117	表の最下段	酸素欠乏危険作業主任者（技）
117		(新設)	117	名称	※表最下段の下に下記「名称」「専任すべき作業」を追加 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（技）
				専任すべき作業	[酸素欠乏危険場所における作業及び硫化水素中毒危険場所での作業]
118	作業等	※表中の下記「作業等」及び「資格」 3. 車両系建設機械の運転(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	118	作業等	3. 車両系建設機械の運転(整地・運搬・積込み用及び掘削用) / (解体用)
	資格	[車両系建設機械運転の技能講習修了者(整地・運搬・積込み用及び掘削用)]		資格	[車両系建設機械運転の技能講習修了者(整地・運搬・積込み用及び掘削用) / (解体用)]
	資格	[小型車両系建設機械運転の特別教育修了者(整地・運搬・積込み用及び掘削用)]		資格	[小型車両系建設機械運転の特別教育修了者(整地・運搬・積込み用及び掘削用) / (解体用)]
119		※表の「13. 高圧室内作業」の下段に右欄を追加	119	作業等 区分 資格	14. フルハーネス型安全帯使用作業 高さ2m以上で、作業床を設けることが困難なところで、フルハーネス型を用いて行う作業 [特別教育修了者]